

総会の欠席に関する規則

(委任状の提出)

- 第1条 1 総会にやむを得ず出席できない加盟校(欠席校)は開会までに委任状を幹事長に託し、幹事長は総会議長が選出されるまでこれを預かるものとする。
- 2 委任状の提出方法は、議案書の発行に際して指定する。

(意見書)

- 第4条 欠席校が前もって通知された会議の目的とされる事項につき、意見書を提出することができる。

(改正)

- 第5条 本規則の改正は総会の議決による。

(委任状の様式)

- 第2条 委任状は以下の様式をもって原則とする。

(施行)

- 第6条 本規則は平成2年4月1日より施行する。

(委任状の効力)

- 第3条 欠席校は委任状の提出をもって、総会に参加したものとし、総会において議決・承認された事項につき、明確に効力が及ぶところとなる。

委任状(書式)

平成 年 月 日	
第 回日本学連総会議長 殿	
加盟校名	
学校代表者名	印
我々の大学は第 回日本学連総会に出席できないので委任状を提出します。 なお、総会において議決・承認された事項の一切につき、その決定に従います。	

平成2年3月19日 制定
平成17年3月14日 改正